

第三セクター等について

旭川市では、本市行政と密接な関係があり、市が特に関与する必要がある団体で次のいずれかに該当するものを「第三セクター等」としております。ただし、市が出資又は役員の派遣を行っている法人であっても、その事業活動の拠点を旭川市（旭川空港を含む。）以外とするものは除くものとしております。第三セクターという言葉の定義につきましては、基本的に、行政等の公的セクターを第一セクター、株式会社などの民間セクターを第二セクター、そして公的セクターと民間セクターの共同出資で設立される組織体が第三セクターとされています。

1. 本市が出資又は出捐する法人（以下「出資法人」という。）で、その比率が25%以上
2. 出資法人で、その比率が25%未満であり、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - 本市の職員を派遣しているもの
 - 役員に本市の職員又は退職者が就任しているもの
 - 補助金、貸付金等の財政援助を行っているもの
3. 前2項に掲げるもののほか、市長が特に指定するもの

※裏面に令和元年7月1日現在の各団体の概要を掲載しています。

団体名	設立目的	市出資割合	市OB 常勤役員
株式会社 旭川振興公社	公共事業のため必要とする不動産の取得及び売却並びに斡旋、駐車場、スキーリフト等公共事業の運営のほか、市の委託を受けた事業を執行し、都市機能の維持増進と市民福祉の向上に寄与する。	70.0%	2人
株式会社 旭川保健医療情報センター	旭川市が、昭和60年8月都市保健医療型のモデル地域として指定を受け、ニューメディア・コミュニティ構想推進のため、第三セクターとして設立した。	23.6%	1人
旭川空港ビル 株式会社	貸室及び空港利用施設の賃貸並びに航空事業者、航空旅客、航空貨物に対する役務の提供等を行うことにより、旭川空港の利用促進を図ることを目的とする。	21.6%	1人
一般財団法人 旭川産業創造プラザ	旭川市を中心とする道北地域の産業高度化の促進により、地域の生活文化に立脚した産業の創造及び活力ある地域経済の創出に寄与することを目的としている。	98.7%	1人
一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター	道北地域の地場産業の健全な育成を図るため、地場産業の宣伝、普及等を行うとともに、地場産業に携わる経営者、後継者の資質の向上を図るための事業等を行い、地域経済の活性化に寄与する。	30.0%	0人
一般財団法人 旭川市勤労者共済センター	旭川市内に所在する中小企業の事業所に勤務する者（以下「中小企業勤労者」という。）のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。	42.7%	0人
一般財団法人 旭川市水道協会	旭川市及び他市町村における上下水道の円滑な普及と安定供給に資するための適正かつ合理的な維持管理を行うため必要な事業を行い、もって住民の公衆衛生と福祉の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	43.5%	1人
公益財団法人 旭川市体育協会	旭川市内のスポーツ団体を統括し、スポーツ推進に関する事業を行い、旭川市民の健全な心身の発達と地域の活性化に寄与することを目的とする。	2.55%	0人
公益財団法人 旭川市公園緑地協会	都市公園等の円滑な管理運営と健全な利用増進、都市緑化の推進及び緑地等の保全に関する事業を行い、うるおいとやすらぎを実感できる憩いの空間を市民に提供し、安全で快適な生活環境づくりと地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	100%	1人